

令和5年9月

上野労働基準監督署ニュース



東京都最低賃金は、時間額 1,113 円に改正されます。

東京都最低賃金は、現行の時間額 1,072 円から 41 円引き上げられて、令和 5 年 10 月 1 日から時間額 1,113 円に改正されます。

詳しくは東京労働局ホームページをご覧ください。

東京都最低賃金

検索

(東京都最低賃金に関する参考事項)

● 最低賃金の確認の方法

- 1 時間給の場合 時間給 \geq 最低賃金額 (時間額 1,113 円)
- 2 日給の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 = 時間額 \geq 最低賃金額 (時間額 1,113 円)
- 3 月給の場合
月給 \div 1か月の平均所定労働時間 = 時間額 \geq 最低賃金額 (時間額 1,113 円)
- 4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) \rightarrow 2の方法で時間額を出す、
- ② 各手当(月給) \rightarrow 3の方法で時間額を出す、
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額 (時間額 1,113 円)

● 拡充された業務改善助成金をご利用ください!!

業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者等に生産性向上のための設備・機器等の導入経費(業務改善経費)の一部を助成するものです。

令和5年8月31日、業務改善助成金が以下のとおり拡充されました。

- ・対象となる事業場について、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内から50円以内に拡大
- ・事業場規模50人未満の事業者について、賃金引上げ後の申請を可能とする
- ・事業場内最低賃金額に応じて設けた助成率の区分を30円引き上げる

詳細は「業務改善助成金拡充リーフレット」をご参照ください。

<問合せ先> 業務改善助成金コールセンター (TEL 0120-366-440)

東京働き方改革推進支援センター (TEL 0120-232-865)

<申請先> 東京労働局 雇用環境・均等部企画課助成金係 (TEL 03-6893-1100)



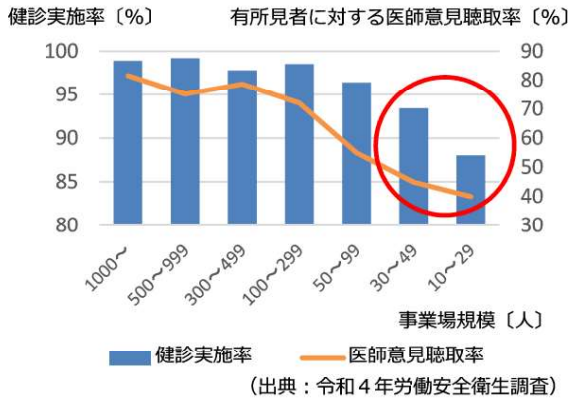
業務改善助成金



9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

<事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>



○健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしています。



- 特定健康診査・特定保健指導や保険事業を実施する医療保険者(協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します) から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

<問合せ先> 上野労働基準監督署安全衛生課 03-6872-1315



産業保健フォーラム IN TOKYO 2023 を開催します。

東京労働局では、事業者を始め産業保健に携わる方々や人事担当者を対象に、労働者の心とからだの健康確保に係る各種情報を提供する機会として、平成8年度から関係団体とともに産業保健フォーラムを開催しており、今年度で28回目を迎えます。

ぜひご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

- 特別講演「ポストコロナの産業保健活動」
- トークセッション 産業医・弁護士による事例を基にした会場参加型セッション
日時 令和5年10月11日(水) 10時30分から(開場時間10時)
場所 ティアラこうとう 江東区住吉2-28-36

<問合せ先> 東京労働局労働基準部健康課 03-3512-1616



「東京働き方改革推進支援センター(東京労働局委託事業)」のご案内

最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者等を中心に、生産性向上による賃金引上げ、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、人手不足の緩和等の取組を支援するため、専門家による相談対応(電話・メール・対面・訪問)や出張相談会・セミナー等を実施しています。

電話 0120-232-865

住所 〒105-0001 港区虎ノ門1-16-8 虎ノ門石井ビル4階

MAIL tokyo@task-work.com

FAX 03-6206-7046

詳しくはこちら↓



中小企業・小規模事業者の皆様へ

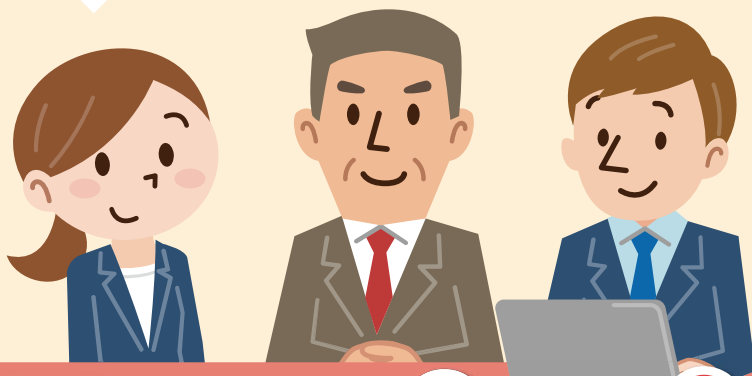
職場環境の整備・社員の待遇改善への対応はお済みですか？

(厚生労働省 東京労働局 委託事業)

東京働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**で**ご支援**いたします。

悩める経営者のチカラになります！



ワンストップ 無料相談

特に、以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- 時間外労働・休日労働
- 36 協定
- 就業規則の見直し
- ハラスメント対策
- パート、アルバイト、派遣の「同一労働・同一賃金」
- 育児・介護休業の整備

※これらは相談事例の一部です。労務管理全般のご相談もお受けします

当センターではご要望に応じ、
企業経営や労務管理の専門家が無料で
以下の支援をお手伝いしています。

個別企業訪問

ご希望日に専門家が貴社を訪問
またはオンライン対応にて、
課題解決に向けた支援を行います。

セミナー・講師派遣

お気軽にご参加いただける
WEB セミナーやご要望に応じた
セミナー講師派遣を実施しています。

常駐相談

当センター内で、電話・メール・
来所による相談を行っています。

※オンライン(zoom 使用)でのご相談、セミナー開催も対応しています。

東京働き方改革推進支援センター

Web ページ



<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>

受付時間

平日 9:00 ~ 18:00

〒105-0001
東京都港区虎ノ門 1-16-8
虎ノ門石井ビル 4 階

電話

0120-232-865

E-mail

tokyo@task-work.com

ファックス

03-6206-7046

東京働き方改革推進支援センター  クリック/



裏面は無料出張相談申込票になっております。FAX または E-mail でもお申込みいただけます。

東京都最低賃金のお知らせ

みんなチェック!
最低賃金。



1,113 時間額
円

令和5年10月1日から

41円
UP

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

使いやすくなりました!

業務改善助成金

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行う場合は、拡充された業務改善助成金をご活用ください。

詳しくは、

業務改善助成金コールセンター

☎ 0120-366-440

東京働き方改革推進支援センター

☎ 0120-232-865



○最低賃金に関するお問い合わせは
東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614)
または 最寄りの労働基準監督署へ

